

改正前

所在地 第1条

本会の所在地は、東京都三鷹市下連雀3-2-9におく。

委員会の構成ならびに業務 第4条

運営委員会、ならびに特定委員会は、以下に記す業務を企画し、実行する。そのために運営委員会および特定委員会は、相互に連携して、一部事務機能を担いつつ協会活動が円滑かつ活発に行われるよう努めなければならない。

運営委員会ならびに特定委員会の任免は、それぞれ運営委員長および特定委員長がこれを行い、理事長に報告する。また運営委員長および特定委員長はそれぞれが管轄する委員会活動について適宜理事長に報告する。

運営委員長、および特定委員長は、理事会に出席し、自らが所管する委員会の事業報告および決算報告を行い、次年度の事業計画および予算案を提案して、理事長の承認を受けるものとする。

委員長に事故ある時は、委員長が指名する委員が、代わってその任を果たすことができる。

運営委員会の担当業務をそれぞれ下記の通りとする。

- ・企画運営委員会：総会・シンポジウムおよび例会等、協会が開催する行事（但し研究発表会を除く）の企画・運営。その他対外的な広報活動や協会内のコミュニケーション活性化など、協会事業運営全体のマネジメントを担当する。

- ・コンテンツ事業運営委員会：協会活動の記録（書面、印刷物、録音物、写真、動画など）を保存・編纂し、必要に応じてこれらを元に冊子やウェブページなどのコンテンツを制作する。また協会のホームページ、ブログ、メーリングリスト等メディアの維持・管理・更新を行う。

- ・学術事業運営委員会：協会の学術活動のありかたの検討、ならびに協会誌における査読論文を含む学術関連記事の企画・編集、研究発表会等の学術活動の企画・運営を担当する。

事務局 第5条

事務局は、東京都渋谷区渋谷4-4-25 青山学院大学総合文化政策学部 鳥越研究室におく。

改正後

所在地 第1条

本会の所在地は、事務局の所在地におく。

委員会の構成ならびに業務 第4条

運営委員会、および特定委員会は、活動推進委員会と連携して、以下に記す業務を企画し、実行する。そのために運営委員会および特定委員会は、相互に連携して、一部事務機能を担いつつ協会活動が円滑かつ活発に行われるよう努めなければならない。

運営委員会ならびに特定委員会の任免は、それぞれ運営委員長および特定委員長がこれを行い、理事長に報告する。また運営委員長および特定委員長はそれぞれが管轄する委員会活動について適宜理事長に報告する。活動推進委員会の任免は理事長が行う。

運営委員長、および特定委員長、活動推進委員長は、理事会および総会に出席し、自らが所管する委員会の事業報告および決算報告を行い、次年度の事業計画および予算案を提案して、理事長の承認を受けるものとする。

委員長に事故ある時は、委員長が指名する委員が、代わってその任を果たすことができる。

運営委員会、活動推進委員会の担当業務をそれぞれ下記の通りとする。

- ・企画運営委員会：シンポジウムおよび例会等、協会が開催する行事（但し研究発表会を除く）の企画・運営。

- ・コンテンツ事業運営委員会：協会活動の記録（書面、印刷物、録音物、写真、動画など）を保存・編纂し、必要に応じてこれらを元にコンテンツを制作する。

- ・学術事業運営委員会：協会の学術活動のありかたの検討、ならびに協会誌における査読論文を含む学術関連記事の企画・編集、研究発表会等の学術活動の企画・運営を担当する。

- ・研究会：ワーキンググループおよびプロジェクトは、常務理事会の議を経て協会の活動として認定され、助成を受けることができる。

- ・活動推進委員会：対外的な広報活動や協会内のコミュニケーション活性化など、総会を始めとする協会事業運営全体のマネジメントを担当する。また、事務局を所管する

事務局 第5条

事務局は、東京都渋谷区渋谷4-4-25 青山学院大学教育人間科学部 吉仲研究室におく。